第1章 総括的事項

1 計画策定の趣旨

本県は、名峰に数えられる秀麗な山々に囲まれ多様な水系を有しています。 母なる川「最上川」に代表される河川を通して日本海へと注ぐ壮大な水の循環 は、最上川舟運、北前船など経済と文化の行き交う道として重要な役割を果た すとともに、美しい自然と豊かな資源を支え、多様な水産物を育んできました。

本県の水産業は、日本海の豊富な水産物の水揚拠点や清流を活かした良好な漁場及び養殖場を有し、県内各地のにぎわいを創出するなど地域産業の発展と振興に大きく貢献し、県民の豊かな食生活を支えてきました。さらには、漁村及び内水面漁業地域は、水産業の健全な発展の基盤であるとともに、様々なレクリエーションの場としても活用され、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与してきました。

平成 28 年に本県で開催された第 36 回全国豊かな海づくり大会では「森と川から海へとつなぐ生命のリレー」をテーマとして、新たな決意を持って、豊かな海を育み、環境や生態系の保全に努めていくことが決議され、水産業に携わる者は、環境や生態系の保全の取組みにより豊かな海というかけがえのない財産を将来に引き継ぐ重要な責務があるとされました。

しかしながら、漁業の担い手の減少や気候変動等による漁場環境の変化、水産資源の減少等により、漁業とこれを支える地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、本県の水産業の振興に向け、将来を見通した方向性を示す必要があります。

このような状況の下、本県の水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、県、市町村、水産業者、県民等が一体となって取り組んでいく指針となる本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、これまで個別に定めていた「山形県海面漁業振興計画」及び「山形県内水面漁業振興計画」を一本化し、「山形県水産振興条例」¹第7条の規定に基づく、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための新しい基本的な計画として策定するものです。また、この計画における内水面漁業に関する事項については「内水面漁業の振興に関する法律」²第10条の規定に基づく県計画と位置づけます。

本計画は、「第4次山形県総合発展計画」³、「山形県農林水産業振興計画」⁴及び「第4次農林水産業元気創造戦略」と整合を図ります。また、「山形県内

¹ 令和3年3月山形県条例第39号

² 平成 26 年法律第 103 号

³ 令和2年3月策定

⁴ 平成 29 年 3 月策定

水面漁業振興計画」に基づき定めた「山形県さけ振興指針」5については、本計画におけるサケの振興施策として位置づけ、整合を図ることとし、本計画が、県の実施する水産振興に関する施策を計画的に進めていくための指針となるものです。

(整合を図るべき計画)

計画の名称	計画の性格	計画期間
第4次山形県総合発展計画	県の最上位計画	令和2年度から概ね10年間
山形県農林水産業振興計画	農林水産業と農山漁村の振 興方策	平成 28 年度から概ね 10 年間
第4次農林水産業元気創造 戦略	上記計画の実行計画	令和3年度から令和6年度 まで
山形県サケ振興指針	サケ資源の増殖方策	平成30年度から令和8年度

3 計画期間

本計画の期間は、他の実行計画との整合を図るため令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

-

⁵ 平成30年3月策定